

令和4年度一般廃棄物処理事業実態調査（概要版）

1 一般廃棄物（ごみ）処理の概況

（1）一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

令和4年度のごみの総排出量は2,371千トンであり、令和3年度の2,412千トンより1.7%減少している。

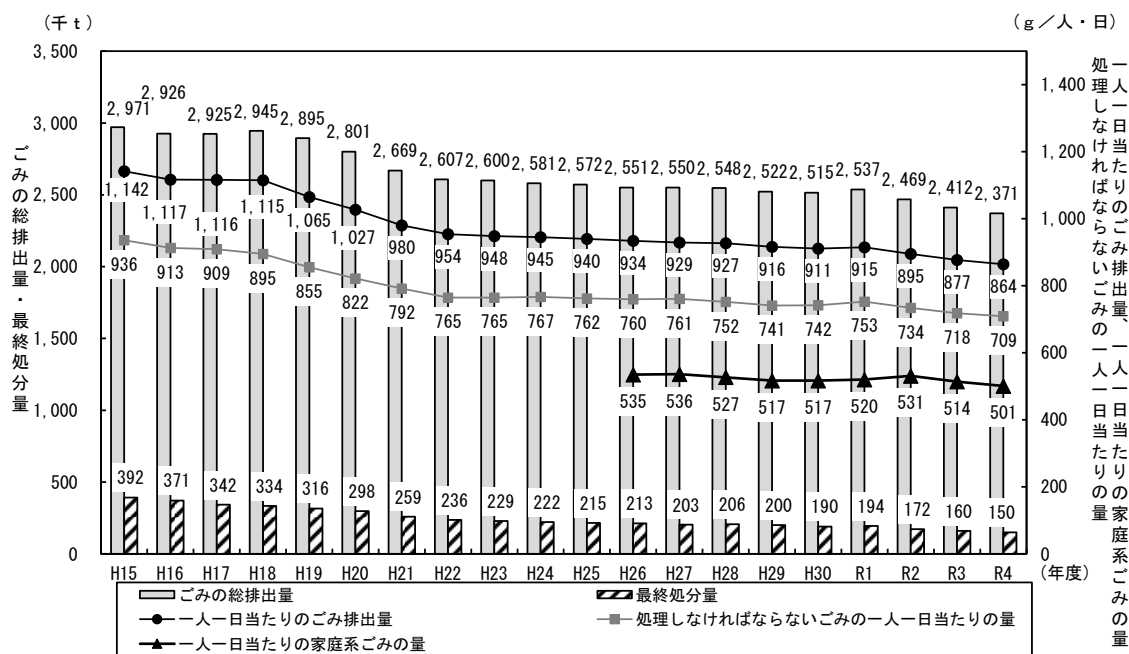
ごみの一年間の総排出量を一人一日あたりに換算（以下「一人一日当たりのごみ排出量」という。）すると、令和4年度は864gとなり、令和3年度の877gに比べ1.5%減少している。

また、ごみの総排出量から資源ごみ量と集団回収量を除いた「処理しなければならないごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「処理しなければならないごみの一人一日当たりの量」という。）すると、令和4年度は709gとなり、令和3年度の718gに比べ1.3%減少している。

さらに、「処理しなければならないごみの量」から事業系ごみの量を除いた「家庭系ごみの量」を一人一日あたりに換算（以下「一人一日当たりの家庭系ごみの量」という。）すると、令和4年度は501gとなり、令和3年度の514gに比べ2.5%減少している。

最終処分量は150千トンで、令和3年度の160千トンに比べ6.3%減少している（図1-1）。

総排出量の減少に伴い、「処理しなければならないごみの量」も減少傾向にあり、近年では総排出量に対して80%台前半で推移している（図1-2）。



（注1）「ごみの総排出量」とは、「収集ごみ量」、「直接搬入ごみ量」、「自家処理量」、「集団回収量」の合計値をいう。

（注2）「人口」の定義について、平成19年度から住民基本台帳人口に外国人登録人口を含めている（以降全ての図も同様）。

（注3）数値は四捨五入のため、合計値が一致しないことがある（以降全ての図も同様）。

図1-1 ごみの排出・処理状況の経年変化

(千t)

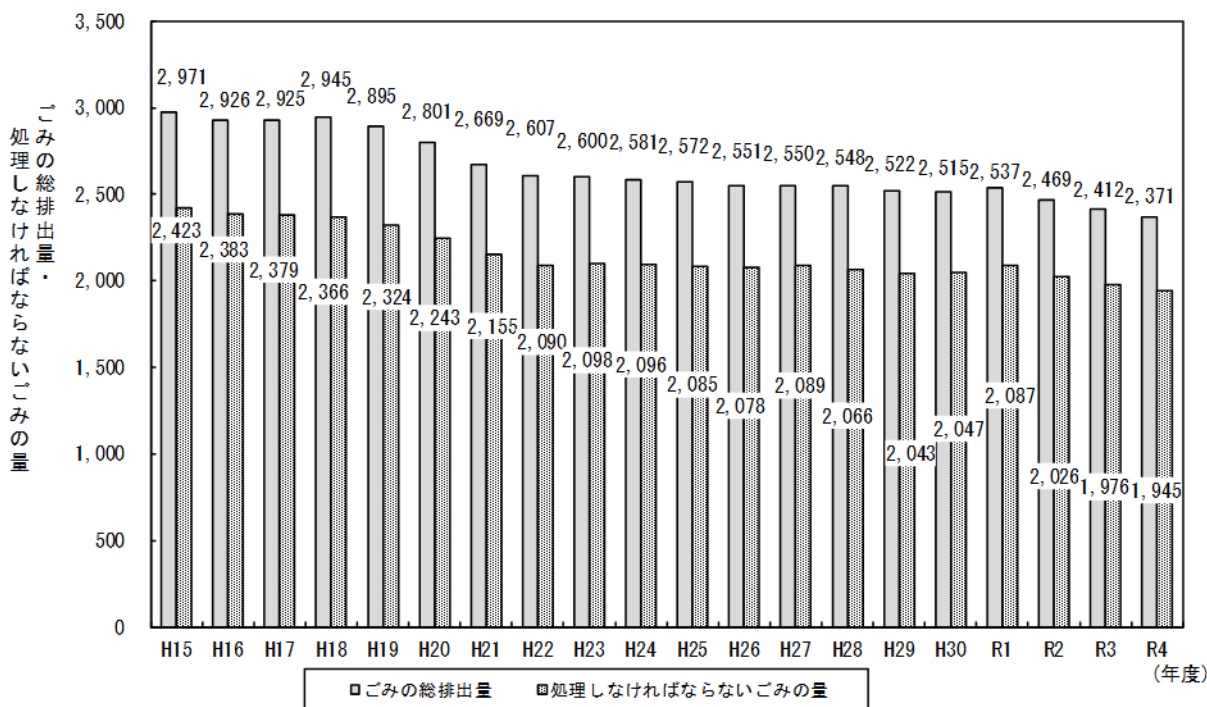
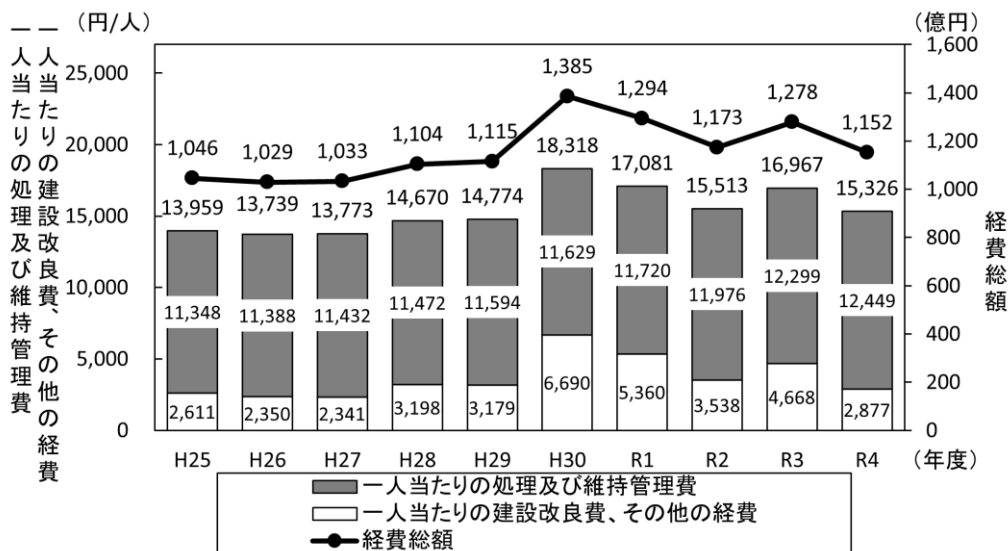


図 1-2 ごみの総排出量と処理しなければならないごみの量の経年変化

令和4年度に市町村においてごみ処理に要した経費の総額は約1,152億円であり、これを県民一人当たりには換算すると15,326円となる。

内訳は、処理及び維持管理費が12,449円(81.2%)、建設・改良費及びその他の経費が2,877円(18.8%)である。ごみ処理に要する経費の総額は、焼却施設の建設等に伴い長期的に見て増加傾向である。(図1-3)。



(注) グラフに示した経費は、市町村及び一部事務組合がごみ処理に要した費用の総額であり、市町村の組合分担金は含んでいない。

図 1-3 ごみ処理経費の推移

令和4年度における、生活系ごみの収集量は1,618千トン、事業系ごみの収集量は659千トンとなっている。収集ごみに集団回収を加えたごみの総排出量2,371千トンに対し、生活系ごみは68.2%を占めた。令和3年度と比較すると、生活系ごみは2.9%減少し、事業系ごみは1.7%増加した（図1-4）。

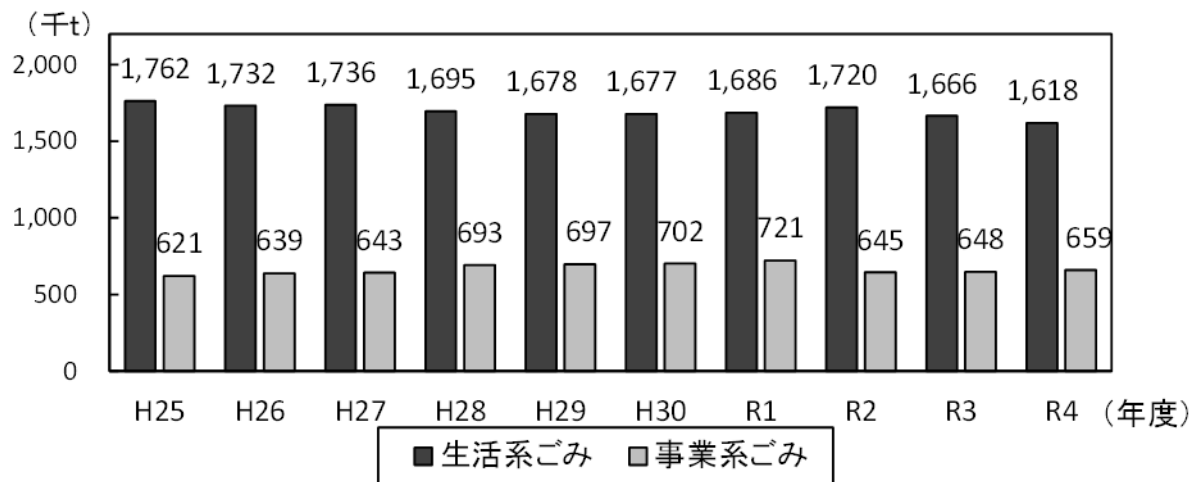
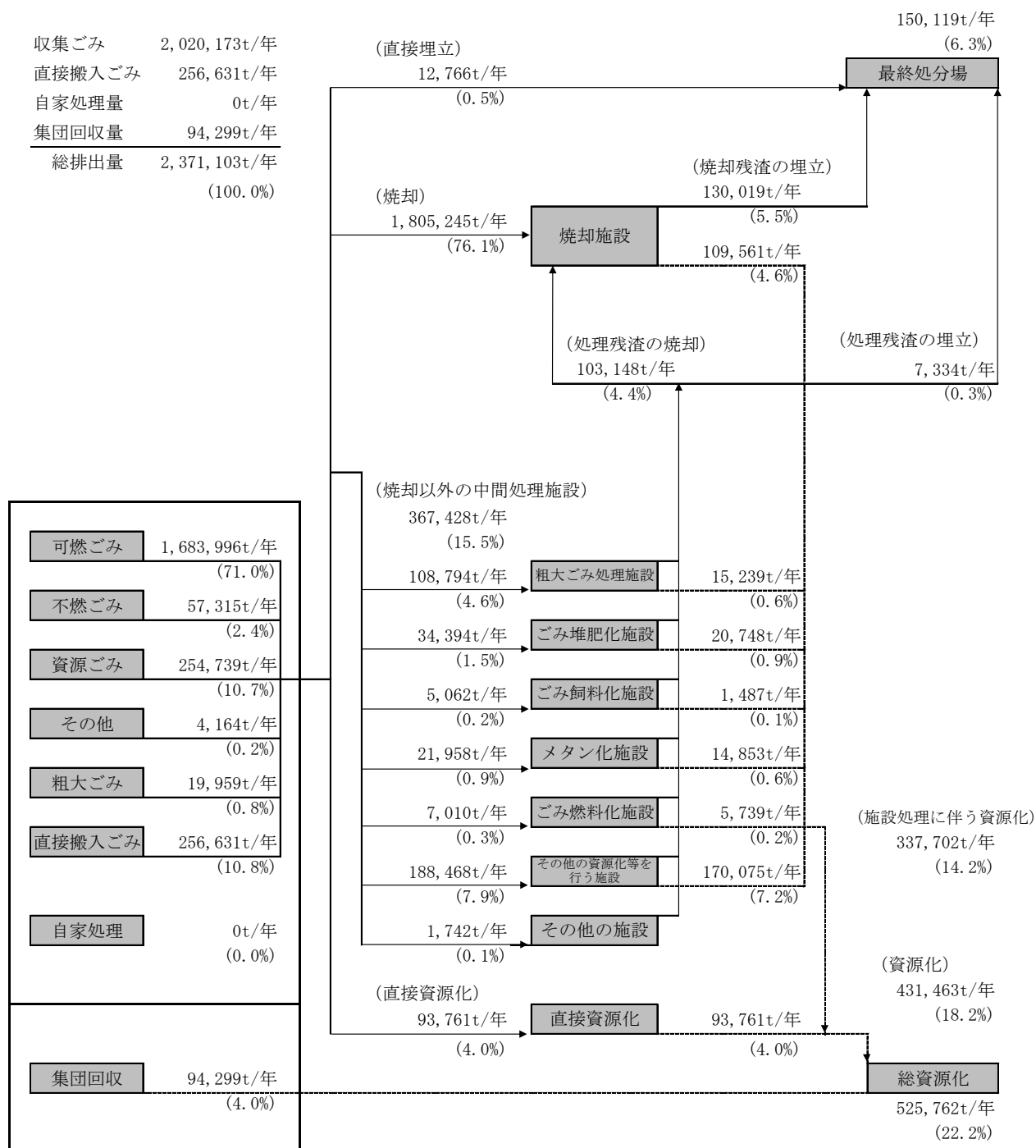


図1-4 ごみの収集量の経年変化

ごみ処理の流れは、図 1-5 のとおりである。これは、令和 4 年度中に収集されたごみ 2,020 千トン、直接搬入されたごみ 257 千トン、集団回収量 94 千トンの総量 2,371 千トンが 1 年間でどのように処理されたかを表したもので、最終的に資源化されたものが 526 千トン、埋立処分されたものが 150 千トンであった。



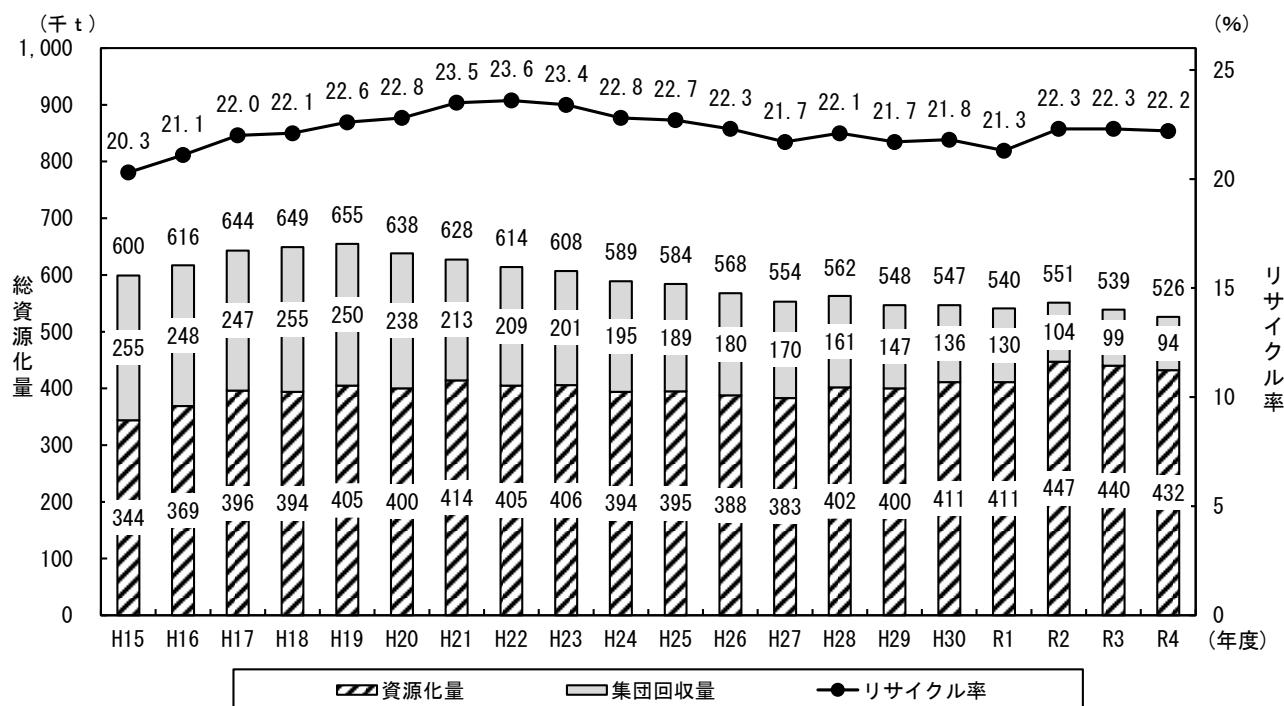
- (注 1) 収集ごみの「その他」とは、スプレー缶やライターなどの危険ごみなど、他の収集区分に分類できないものをいう。
- (注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。
- (注 3) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集ごみ量と直接搬入ごみの合計」と「処理量（直接埋立、焼却、焼却以外の中間処理、直接資源化）」は一致しない。
- (注 4) () は総排出量に対する割合を示す。

図 1-5 ごみ処理の流れ（令和 4 年度）

(2) 一般廃棄物（ごみ）の資源化の状況

集団回収及び中間処理により直接資源化されるものを含めた令和4年度の総資源化量は526千トンで、令和3年度の539千トンに比べ2.4%減少している。平成19年度以降は、ごみの総排出量減少に伴い総資源化量も減少傾向にある(図1-1及び図1-6)。

なお、令和4年度のリサイクル率は22.2%であり、令和3年度の22.3%と同水準となった。



(注1)「資源化量」とは、「施設処理に伴う資源化量」と「直接資源化量」の合計値をいう。

(注2)「総資源化量」とは、「資源化量」と「集団回収量」の合計値をいう。

(注3)「リサイクル率」= (「総資源化量」/ (「収集ごみ量」+「直接搬入ごみ量」+「集団回収量」)) × 100

図 1-6 総資源化量とリサイクル率の経年変化

消費者の分別排出、市町村の分別収集等による資源化の取組が行われ、令和4年度の総資源化量の内訳は、紙類 160 千トン、金属類 46 千トン、ガラス類 36 千トン、ペットボトル 19 千トン、プラスチック類 58 千トン、布類 11 千トン、溶融スラグや肥料等、その他 197 千トンとなっている（図 1-7）。

紙類については、新聞や雑誌の発行部数の減少や IT 化の影響で、紙の消費が減っていることにより、近年減少傾向にある一方で、溶融スラグやセメント原料等、その他の資源化が増加傾向にある。

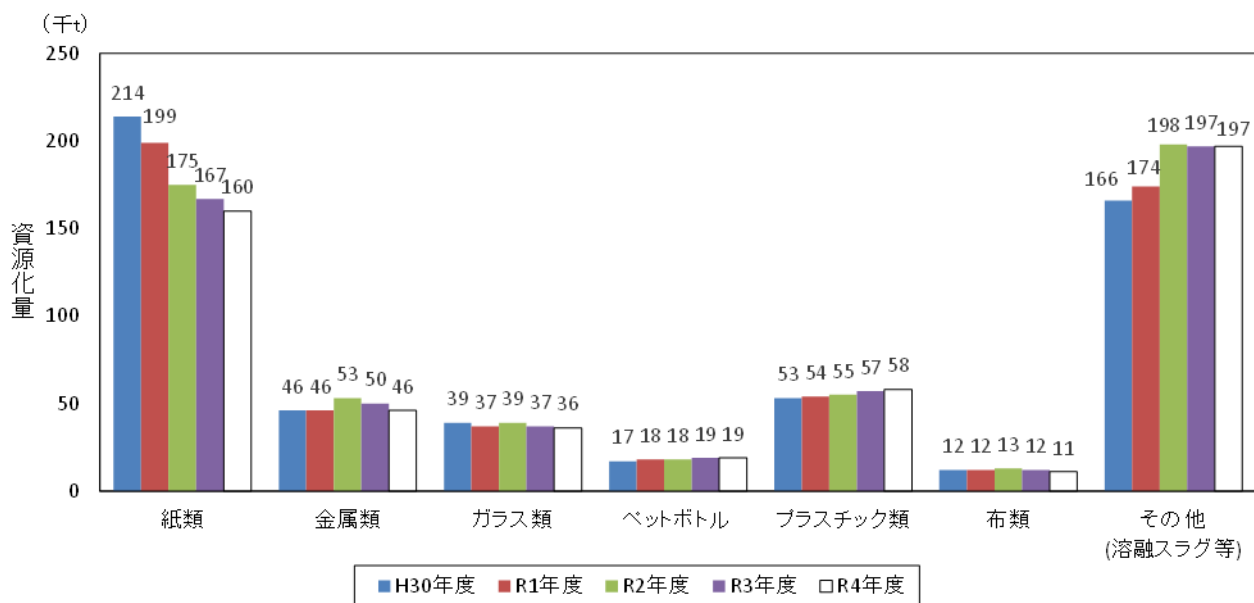


図 1-7 資源化の状況

(3) 一般廃棄物（ごみ）の最終処分の状況

焼却残さや、その他中間処理の際に発生した処理残さの処分を含め、令和4年度の最終処分量は150千トンで、令和3年度の160千トンに比べ6.3%減少している。

なお、このうち県外の処分量は12千トンで、令和3年度の12千トンと同程度となっている。県外処分率は、前年度に比べ増加した年もあるが、長期的には減少傾向にある（図1-8）。

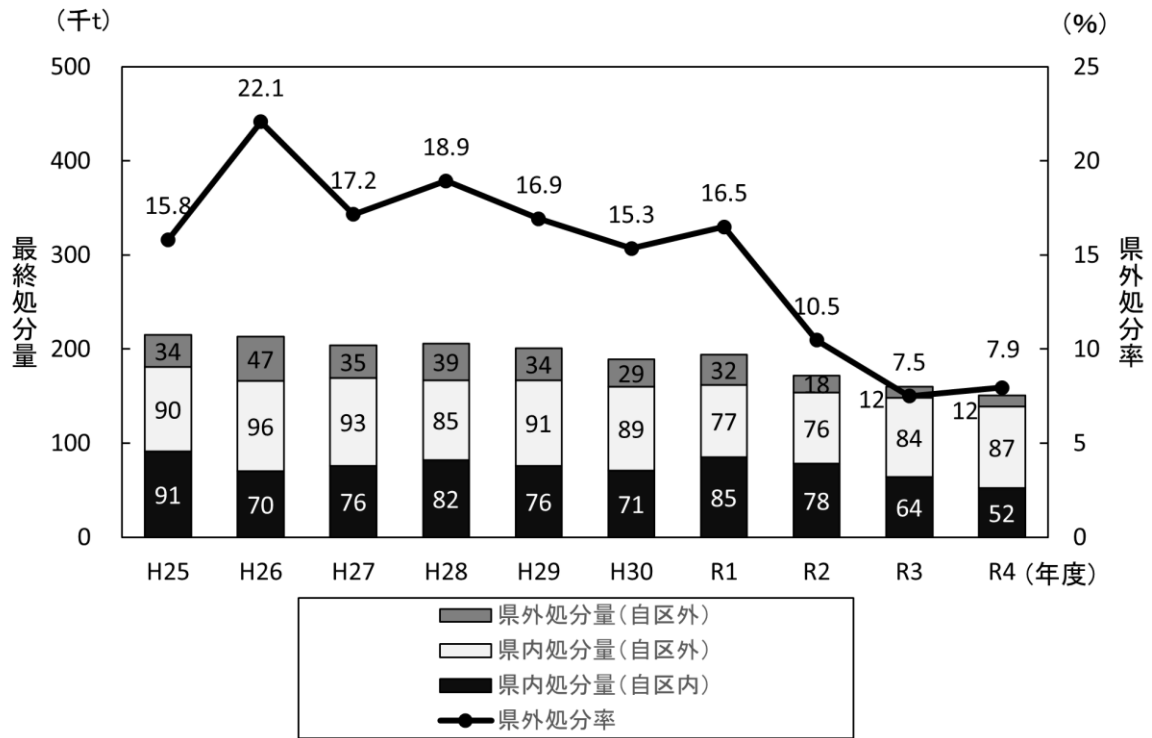


図 1-8 ごみの最終処分量の経年変化

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理施設の設置状況

ア 中間処理施設及び資源化施設の設置状況

令和4年度末の市町村又は一部事務組合が設置し、稼働している中間処理施設及び資源化施設の数 は 87 である。その内訳は焼却施設が 34、ごみ燃料化施設が 1、粗大ごみ処理施設が 18、リサイクルプラザ、資源化センター等の資源化施設が 33（うち堆肥化施設が 3）、その他（破碎処理）施設が 1 となっている（表 1-1）。

表 1-1 中間処理施設の設置状況（令和4年度末現在）

区 分	施設数	処理能力	備 考
焼却施設	34	9,010.0t/日	ほかに 8 施設休止
ごみ燃料化施設	1	670.7t/日	ほかに 1 施設休止
粗大ごみ処理施設	18	1,091.0t/日	ほかに 3 施設休止
資源化施設	33	681.39t/日	33 施設のうち 3 施設が堆肥化施設、ほかに 2 施設休止
その他施設	1	67.7t/日	
合 計	87	11,520.79t/日	

(注 1) 施設数、処理能力は稼働中の数を示す。

(注 2) 「その他の施設」とは資源化を目的とせず埋立処分のための破碎、減容化等を行う施設をいう。

イ 焼却施設におけるごみ発電及び余熱利用の状況

令和4年度末の市町村又は一部事務組合が設置している焼却施設の総発電能力※は147.9MW（発電設備を有する25施設の合計）で、令和3年度の149.2MWから0.9%減少した。総発電電力量は696.8GWh（稼働した25施設の合計）で、令和3年度の718.8GWhに比べ、3.31%減少しているが、長期的に見て上昇傾向にある（図 1-9）。

また、令和4年度における余熱利用を行っている焼却施設※は31施設であった。

※ 休止施設及び建設中の施設を含む。

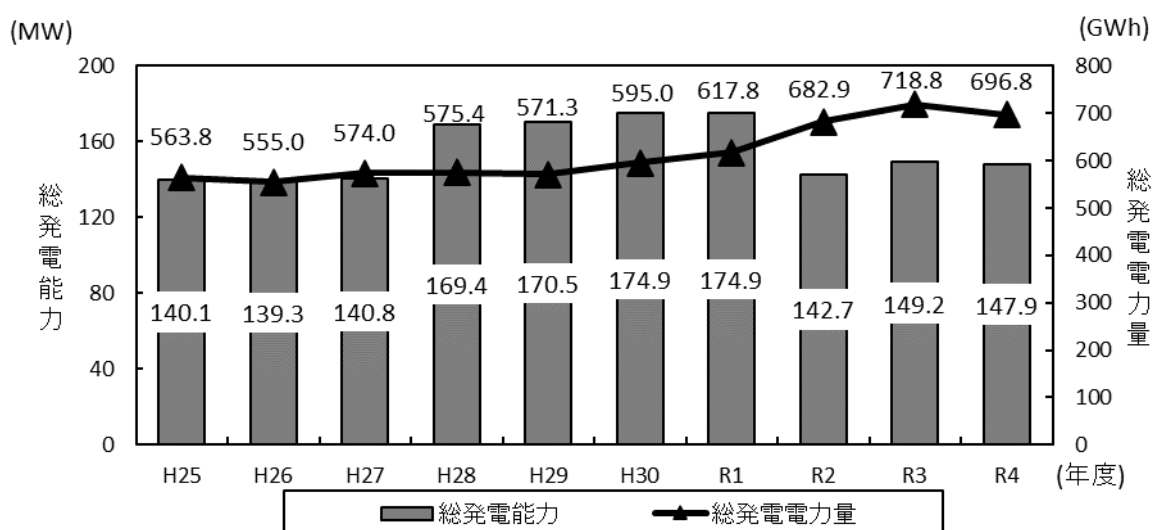


図 1-9 焼却施設におけるごみ発電の状況

ウ 最終処分場の設置状況

令和4年度末の市町村又は一部事務組合が管理している最終処分場の数は75(休止、埋立終了を含む。)で、残余容量は2,914千 m^3 である。これを令和4年度の埋立容量63千 m^3 で除した値(残余年数)は46.3年であり、令和3年度と比べより延命がなされている(図1-10)。

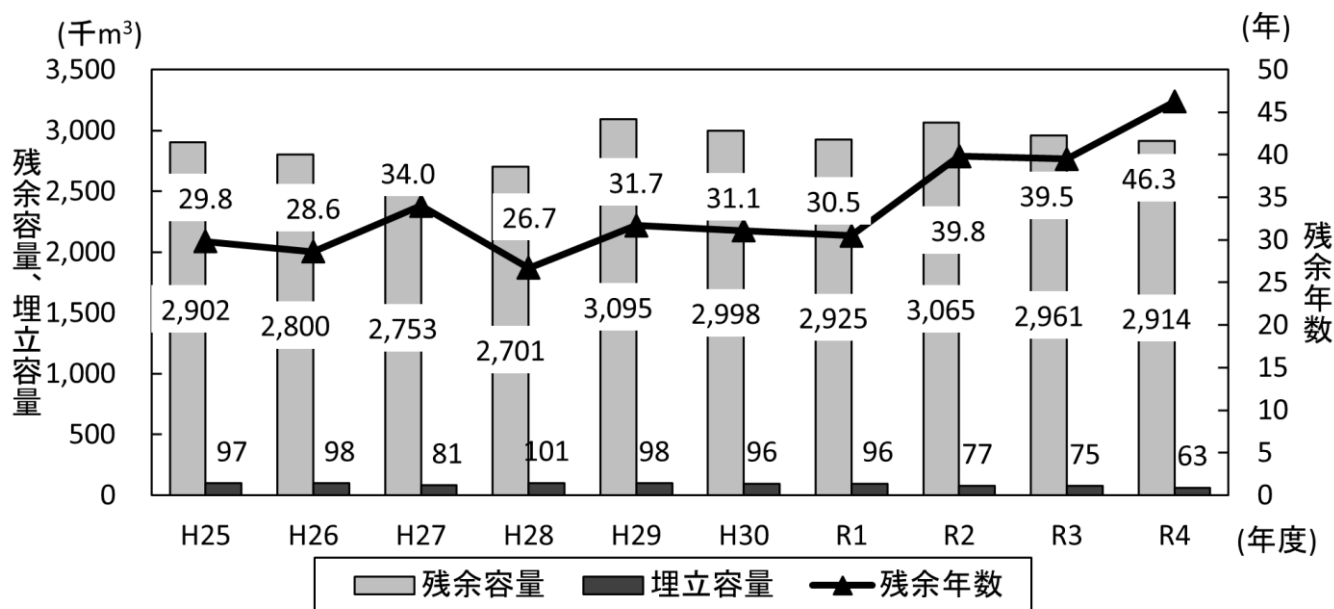


図1-10 最終処分場の残余容量、最終処分量、残余年数の経年変化

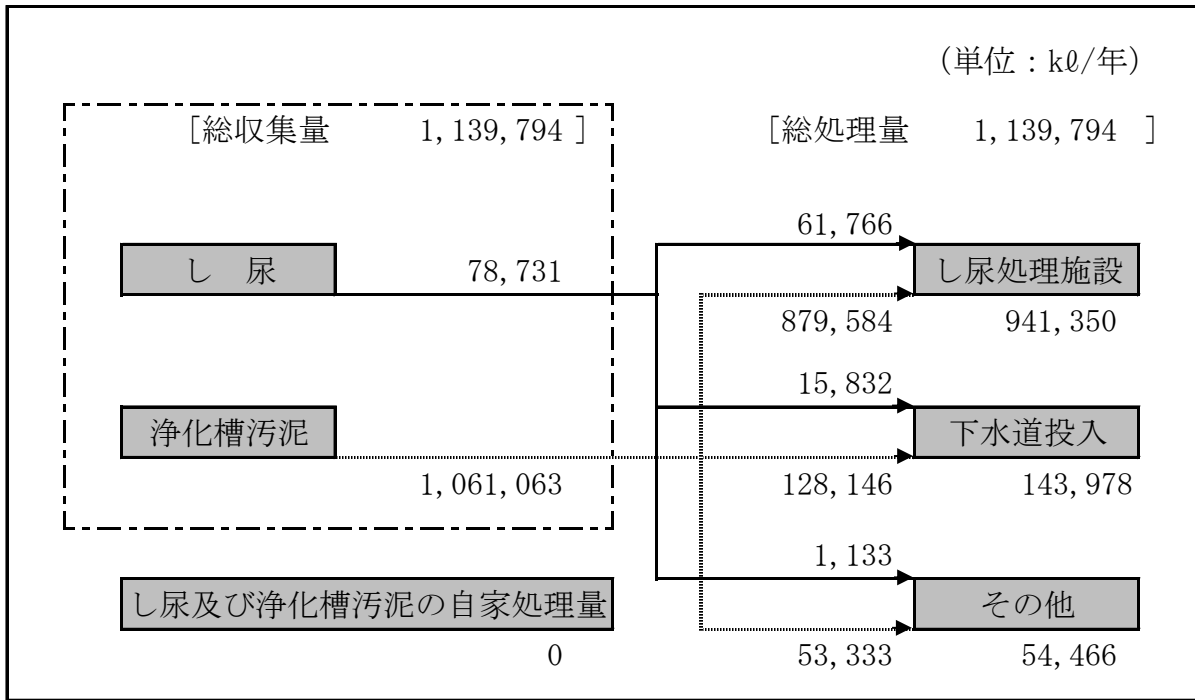
2 し尿処理の状況

(1) し尿の処理の状況

令和4年度のし尿及び浄化槽汚泥（以下、「し尿等」という。）の総収集量は1,140千kℓで、うち、し尿は79千kℓ、浄化槽汚泥は1,061千kℓである。

総処理量は1,140千kℓであり、令和3年度の総処理量1,161千kℓに比べ約1.8%減少している。

収集されたし尿等のうち、し尿処理施設により941千kℓ、下水道投入により144千kℓ、その他の施設で54千kℓ、それぞれ処理されている（図2-1）。



(注1) 収集から処理までのタイムラグにより、「収集量」と「処理量」は一致しない場合がある。

(注2) 「その他」とは、メタン化施設、農地還元等、し尿処理施設及び下水道投入以外の処分方法をいう。

図2-1 し尿処理の流れ（令和4年度）

し尿処理形態については、水洗化人口（公共下水道人口、コミュニティプラント人口、集落排水人口、合併浄化槽人口及び単独浄化槽人口の和）は増加傾向に、非水洗化人口は減少傾向にあり、水洗化が進行している（図 2-2）。

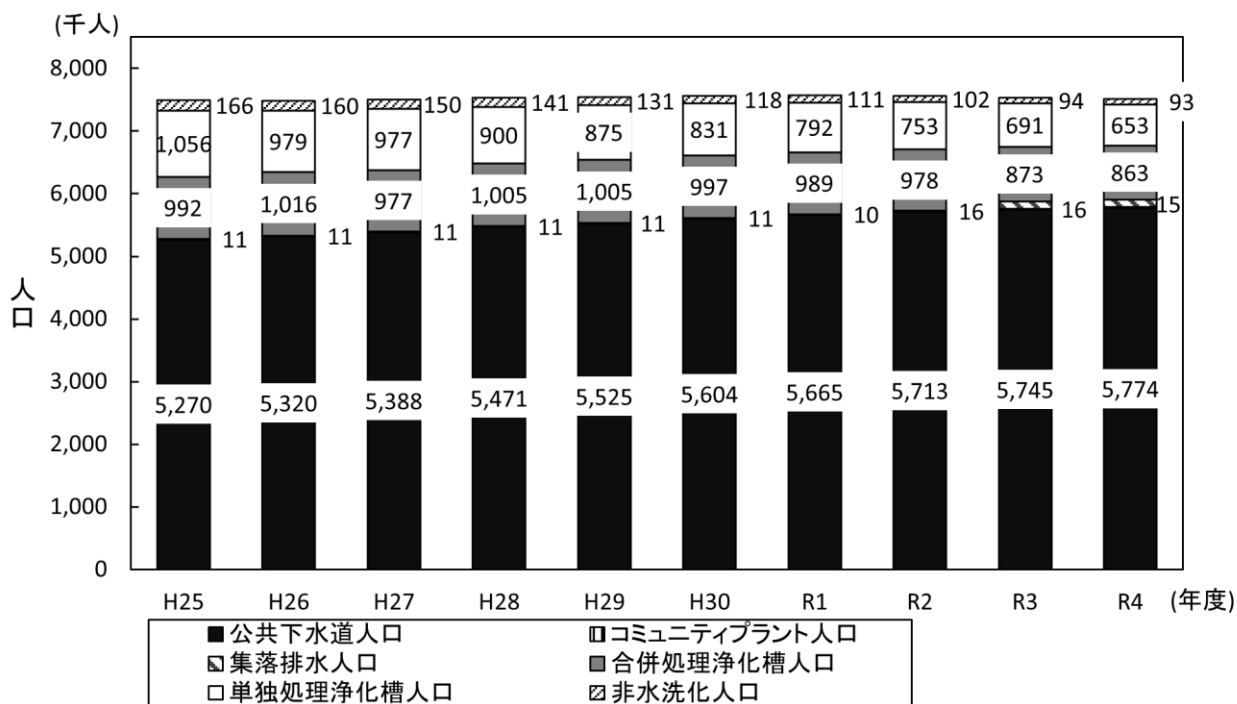


図 2-2 し尿処理形態の推移

※R2まで集落排水人口は浄化槽人口に集計

過去からの推移をみると、し尿等の収集量及びし尿等の処理量は減少傾向にある（図 2-3 及び 2-4）。

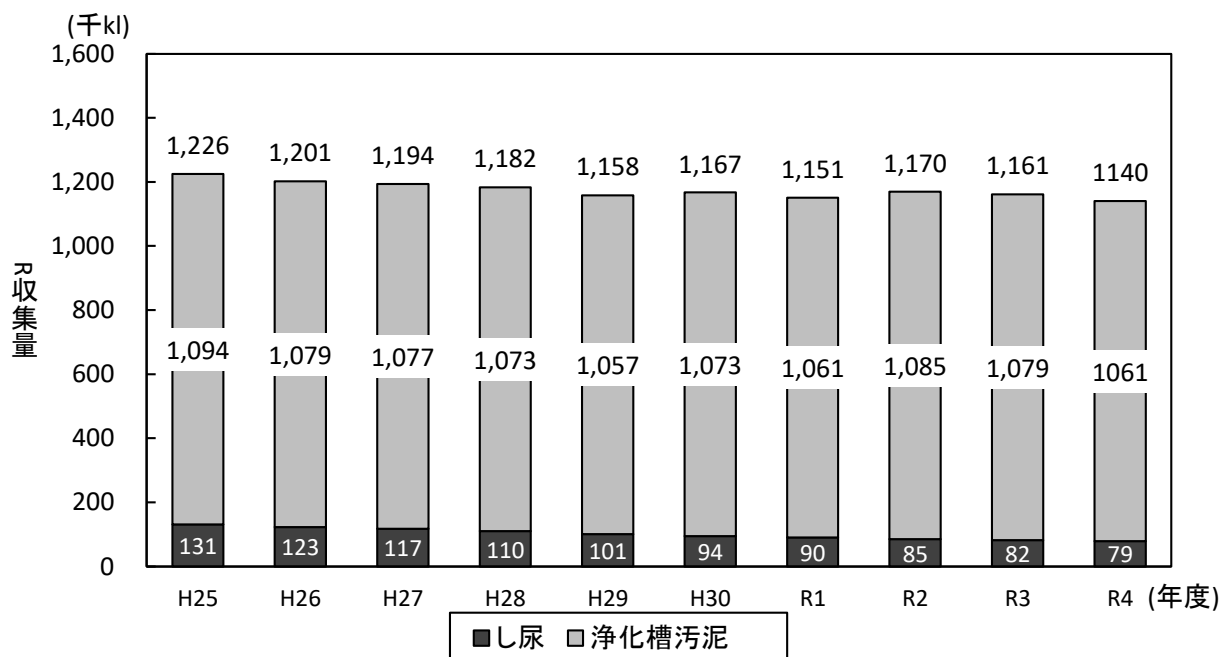


図 2-3 し尿等の収集量の推移

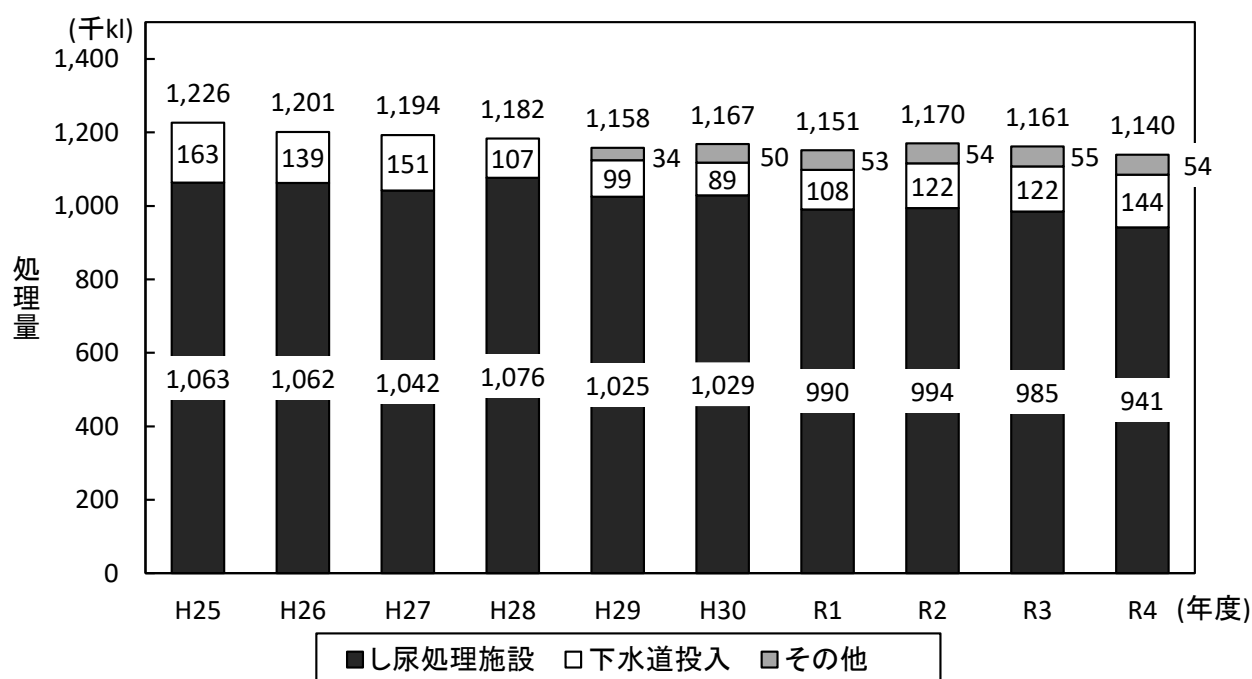


図 2-4 し尿等の処理量の推移

(2) し尿処理施設の設置状況

令和 4 年度末現在設置されている稼働中のし尿処理施設の数は 30 (処理能力 4,142.9kl/日) であり、休止中のし尿処理施設の数は 1 (処理能力 80 kl/日) である。

平成 17 年度末時点でし尿処理施設の未整備市町村がなくなったことから、平成 18 年 4 月以降し尿はすべて陸上処理され、海洋投棄はされていない (図 2-4)。